

総行行第107号
国不入企第1号
令和7年4月10日

各都道府県担当部局長 殿
（市区町村担当課、財政担当課、入札契約担当課扱い）
各都道府県議会事務局長 殿
（議会事務局扱い）
各指定都市担当部局長 殿
（財政担当課、入札契約担当課扱い）
各指定都市議会事務局長 殿
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局行政課長
（公印省略）

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
（公印省略）

公共工事の入札及び契約の適正化並びに円滑な施工確保
に向けた取組について

地方公共団体の長は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入契法」という。）第18条第1項に基づき策定された「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定・令和6年12月13日最終変更。以下「適正化指針」という。）に従い、公共工事の入札及び契約の適正化を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされています（入契法第19条）。

このため、各地方公共団体に対しては、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和6年12月16日付け総行行第541号・国不入企第30号。以下「適正化通知」という。別添1参照。）において、公共工事の入札及び契約の適正化を図るようお願いしたところです。

一方、昨年12月に、入契法第20条に基づき実施した入札・契約手続に関す

る実態調査（以下「入契調査」という。）の令和６年度の結果について公表したところですが、各発注者において、入契法で実施するよう義務付けられている手続が行われていない、適正化指針に従った措置が講じられていないなど、入札及び契約の適正化の取組が不十分である点が依然として見受けられています。

また、公共工事に対する国民の信頼の確保や建設業の健全な発達を図るとともに、防災・減災、国土強靱化対策の加速化等、国民の安全・安心を確保する取組を推進するためには、地方公共団体が発注する工事も含め、公共工事の入札及び契約を適正に実施し、円滑かつ適切な執行を図ることが重要です。

このため、各地方公共団体に対しては、「公共工事の円滑な施工確保について」（令和６年１２月１８日付け総行行第５４３号・国不入企第３５号。以下「施工確保通知」という。別添２参照。）において、公共工事の円滑な施工確保を図るようお願いしたところです。

各団体におかれましては、公共工事の入札及び契約の適正化並びに円滑な施工確保に向け、対策の更なる充実を図るため、適正化通知及び施工確保通知で要請した事項も含め、下記の措置等を適切に講じることにより、取組を着実に進めていただくよう、入契法第２１条第２項に基づき、要請します。

各地方公共団体におかれては、本要請が団体内の公共工事発注担当部局に対して広く周知徹底され、一部の部局のみならず団体内のすべての公共工事発注担当部局において着実な取組が進められるよう、改めて関係部局の連携と情報共有について徹底いただくとともに、所管の法人に対する入契法及び適正化指針に沿った取組の要請についてもよろしくお取り計らいください。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても周知をお願いいたします。

記

１．入札及び契約に係る情報の公表について

入札及び契約に関する透明性の確保は、公共工事の入札及び契約に関し不正行為の防止を図るとともに、国民に対してそれが適正に行われていることを明らかにする上で不可欠であることから、入契法第７条及び第８条において、入札及び契約に係る情報を公表することが義務付けられている。

入契法第７条及び第８条に基づく公表が行われていない状態が入契調査の結果においても散見されるが、これは法律に違反している状態であり、直ちに是正する必要がある。

このため、各地方公共団体におかれては、入契法第７条及び第８条並びにこれらに関する公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成１３年政令第３４号。以下「入契法施行令」という。）の規定を参照の上、必要な公表手続を確実に行うこと。

また、その公表に当たっては、原則としてインターネットを利用する方法を用いること。

2. 適正な工期の設定等について

(1) 適正な工期の設定

令和6年4月より労働基準法（昭和22年法律第49号）の時間外労働上限規制が建設業にも適用されており、公共工事の適正な施工の確保や品質確保のためには、適正な工期が設定されることが必要である。施工に当たって根拠なく短い工期が設定されると、無理な工程管理や長時間労働を強いられることから、工事に従事する者の疲弊や手抜き工事の発生等につながる事となる。

このため、発注者として、長時間労働を防ぎ休日が確保されることを前提とした工期の設定や、週休2日工事の確実な実施やその対象工事の拡大に努めること。また、その際に必要となる労務費や機械経費、共通仮設費、現場管理費などを請負代金に適切に反映すること。加えて、週休2日の確保等の必要性に鑑み、実態を踏まえた補正を行うこと等も含め、必要となる経費を適正に計上すること。

なお、入契調査の結果においては、週休2日工事等を実施していない市区町村が約4割、工期の設定に当たって休日を考慮していない団体が約3割を占めるなど、市区町村の取組状況に遅れがみられている。無理な工程管理や長時間労働を是正することは、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくことに寄与するために極めて重要である。このため、週休2日工事等を実施していない又は休日を考慮していない市区町村においては、長時間労働の是正の趣旨を理解し、速やかに週休2日工事の実施や工期における休日の考慮を行うこと。また、都道府県においては、管内市区町村の取組改善への働きかけの強化を行うこと。

また、工期の設定に当たっては、「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会決定・勧告、令和6年3月最終改定）等に基づき、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日や猛暑日などの作業不能日数等を考慮し、適正な工期での発注を行うこと。この際、猛暑日の考慮については、工期に関する基準において、工期の設定に当たり、夏期におけるWBGT値が31以上の場合における不稼働等を考慮することとされていることに留意すること。国土交通省直轄土木工事の工期設定にあたっては、「工期設定支援システム」（参考1）を活用しているので、参考にされたい。

なお、週休2日等の休日を考慮せずに設定された工期は適正な工期であるとは通常言い難く、発注者が著しく短い期間を工期とする請負契約を締結したと認められる場合は、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の6第2項の規定に基づき国土交通大臣又は都道府県知事による勧告の対象となることに留意すること。都道府県においては、同法に基づく勧告を行う建設業許可部局とも連携し、管内市区町村その他発注者による適正な工期の設定の取組を促進すること。

（参考1）

○国土交通省HP「働き方改革・建設現場の週休2日応援サイト」

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000041.html

(2) 施工時期の平準化の推進

公共工事については、年度初めに工事量が少なくなる一方、年度末には工事量が集中する傾向にある。工事量の偏りが生じることで、工事の閑散期には、仕事が不足し、公共工事に従事する者の収入が減る可能性が懸念される一方、繁忙期には、仕事量が集中することになり、公共工事に従事する者において長時間労働や休日の取得しにくさ等につながることを懸念される。また、資材、機材等についても、閑散期には余剰が生じ、繁忙期には需要が高くなることによって円滑な調達が困難となる等の弊害が見受けられるところである。

公共工事の施工時期の平準化が図られることは、年間を通じて工事量が安定することで公共工事に従事する者の処遇改善や、人材、資材、機材等の効率的な活用による建設業者の経営の健全化、工期に関する基準に基づく時間外労働規制を遵守した適正な工期の確保等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものである。

このため、適正化指針に定めるところに従い、計画的な発注、他の発注者との連携による中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表のほか、柔軟な工期の設定、積算の前倒し、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない公共工事についての繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定などの必要な措置を講ずることにより、閑散期における工事量を確保するとともに、繁忙期の解消を図り、施工時期の平準化を図ること。

国土交通省において、入契調査等の結果をもとに、「地方公共団体における平準化の状況－平準化率・取組状況の『見える化』」（令和7年3月31日）を公表しているところ。

各地方公共団体におかれては、全発注部局において取組を推進するとともに、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「公共工事品質確保法」という。）第30条の規定に基づき、財政部局と発注部局が連携し議会の十分な理解及び支援の下、今後の予算編成において、施工時期の平準化を図るために必要な債務負担行為の限度額を設定するなど具体的な取組を進めること。

さらに、これまでの閑散期（第1四半期）を軸とした平準化率だけでなく、繁忙期（第4四半期）の工事稼働件数を年間の平均工事稼働件数に近づけていくための、いわゆるピークカット指標についても、地域の実情を踏まえ、適宜各団体における発注・契約状況の分析の参考とすることにより、平準化の具体的な取組の更なる推進を図ること。

（3）工事関係書類の簡素化・電子化等の推進について

工事関係書類の簡素化・IT化（電子化）については、施工確保通知の7.「書類の簡素化・電子化等の推進、情報の公表について」において、電子入札システムや情報共有システム（ASP）等の必要なシステムの整備や「土木工事書類作成マニュアル」等の策定・運用に努めるよう要請してきたところである。

また、国土交通省直轄土木工事においては、「工事書類スリム化のポイント」の横展開や「書類限定検査」の原則化等、受注者の書類作成業務の負担軽減に向けた取組を行っているほか、工事関係書類の標準様式を作成している。（参

考2)

これらのことを踏まえ、ASPを活用した工事書類の原則電子化等、受発注者双方の工事関係書類の業務削減に努めること。

(参考2)

○関東地方整備局「土木工事電子書類スリム化ガイド、土木工事電子書類作成マニュアル」

<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000037.html>

○国土交通省HP「1. 監督・検査・工事成績評定 (1) 監督・検査基準等 5) 工事関係書類の標準様式 別添2」

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000052.html

3. 適正な価格による契約等について

(1) 見積価格等への乗率の設定について

適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、公共工事品質確保法第7条第1項第1号の規定に違反すること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障をきたすとともに建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、これを厳に行わないこと。また、見積り等を参考にする場合において、見積価格やメーカー等の販売希望価格に対して発注者が妥当性を確認していない独自の乗率等を考慮して価格を設定する運用は、公平性・透明性を損なうおそれが高く、ひいては、実質的に歩切りと類似する結果を招くおそれがあることから、これを厳に行わないよう徹底し、乗率等を設定する場合には市場実態や同種工事での実績との比較等により、妥当性の確認を徹底すること。

(2) ダンピング対策の強化・徹底と実効性の確保について

ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障を来すおそれがあるとともに、公共工事を実施する者が適正な利潤を確保できず、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものである。

そのため、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注を排除すること。低入札価格調査制度又は最低制限価格制度のどちらも未導入の地方公共団体にあつては、早急に制度導入に向けた検討を行うこと。その際、低入札価格調査に係る事務負担等も考慮し、必要に応じて最低制限価格制度を活用することによりダンピング対策全体の実効性確保に努めること。

また、令和4年3月に「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」が見直されたことを踏まえ、低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び最低制限価格について、必要に応じてその算定方式の改定等により適切に見直すこと。また、入札金額に応じて調査基準価格等を設定することは、過度な価格競争を引き起こす要因

となり得ることに留意すること。特に、ダンピング受注による問題が生じていると疑われる場合には、算定方式の見直しについて速やかに検討すること。

ダンピング対策の導入状況及び算定方式の見直し状況については、国土交通省において、入契調査の結果をもとに、「地方公共団体発注工事に関するダンピング対策の『見える化』」（令和7年3月31日）を公表している。これを踏まえ、他団体の状況も参照の上、導入や見直し等の適切な対応を図ること。

加えて、低入札価格調査制度における調査基準価格を下回った金額で入札した者に対する調査の適切な実施の観点から、適正化指針第24(3)や「建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う入札金額の内訳書の取扱いについて（通知）」（平成26年12月25日付け総行第273号・国土入企第22号）等を参考に、同法第13条第1項の規定に基づく入札金額内訳書の確認の実施等を徹底すること。

なお、総合評価落札方式による入札には、地方自治法施行令上、最低制限価格を設定できないことから、一定の価格を下回る入札を失格とする価格による失格基準を積極的に導入・活用するとともに、その価格水準を調査基準価格に近づけ、これによって適正な施工への懸念がある建設業者を適切に排除することなどにより、適切にダンピング対策を実施すること。（「総合評価落札方式による入札における適切なダンピング対策の実施について」（平成29年9月29日付け総行第214号・国土入企第23号）参照）

また、本年4月1日に地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第94号）が施行され、昨今の物価高騰等の観点を踏まえて、工事における随意契約が可能な金額の基準額が引き上げられた。他方、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度については、随意契約とは趣旨・目的が異なる。このため、これらの制度の対象について、一定額以上の工事に限定している団体も見受けられるが、ダンピング対策の強化・徹底という観点からは、低入札価格調査等の対象については幅広く捉えることが適切であり、随意契約の基準額の引き上げに合わせて低入札価格調査等の基準額を引き上げることは、適当ではないこと。

（3）急激な物価変動等を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保等について

今般の急激な物価変動等を背景に、予定価格が実勢と乖離することや工事契約後の想定外の資材高騰・納期遅延により、円滑な施工の確保に支障をきたすおそれがあるため、次に掲げる取組を実施する等の対応に努めること。

○積算に用いる資材単価については、以下に例示する対応を取ること等により、地域の実情や市場における最新の実勢価格を適切に反映できるよう努めること。

- ・ 民間調査会社が作成する物価資料を活用している場合には、当該物価資料の毎月の改定にあわせて、月毎など適時に改定を行うこと。
- ・ 独自調査（民間調査会社等に委託する場合を含む。）を実施した上で資材単価を設定している場合にあっては、物価変動の状況、資材の工事にお

- ける使用頻度等を踏まえ、調査時期の前倒しや、月毎に調査を実施するなど調査頻度の増加等の対応をとること。
- ・ 個別工事の積算に当たって、可能な限り入札日に近い時点における最新の単価を適用すること。
 - ・ 調達が厳しい資材等は必要に応じて見積書を積極的に活用すること。
- 最新の公共工事設計労務単価が公表された際の早期活用や発注手続き中の工事への適用を行うことにより、労務費の最新の実勢価格を適切に反映できるよう努めること。
- 資機材の納期を勘案した工期の設定を行うほか、受注者の責によらない事情により納期が遅れる場合には、工期延期等により必要な工期が確保されるよう措置を講ずるとともに、その際に必要となる経費の計上を行うこと。
- 契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備えたいわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第26条）の適切な運用のため、スライド条項の運用基準についてあらかじめ策定するとともに、当該基準について受注者・建設企業とあらかじめ共有するよう努めること。
- 今後契約する工事については、スライド条項を設定し、適切に運用するとともに、既契約工事においては設定されているスライド条項の適用や受注者からの協議の申出等について適切に対応すること。

なお、入契調査の結果において、4割以上の市区町村がスライド条項の運用基準について策定しておらず、取組状況に遅れがみられている。このような状況は、契約後の資材や労務費の高騰等の変動への備えが十分とはいえないことから、都道府県においては、管内市区町村の運用基準の策定に向けた働きかけの強化に努めるとともに、市区町村においては、運用基準の策定に一層努めること。

下記のウェブページ（参考3）に国土交通省における運用基準等が掲載されているので、こちらも参照の上、運用基準の策定に努めること。特に、いわゆる単品スライド条項については、購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することを可能とする運用を講じているところであり、これを参考に運用の見直しを図る等の適切な対応に努めること。

入契法第13条第2項において、各発注者は、公共工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の事象が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならないこととされている。各発注者においては、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（令和6年12月国土交通省不動産・建設経済局建設業課）も参照の上、当該協議に対し、誠実かつ適切な対応を講ずること。なお、この場合における誠実な協議については、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき適切に対応を行うことを前提とするものであるが、例えば、予算の不足や過去の変更契約実績がないことを理由に協議に応じないことは同項に違反するおそれがあるため、これを厳に行わないこと。

また、令和6年度補正予算に計上された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金については、地方公共団体発注の公共調達における労務費（実質的な賃上げにつながるもの）を含めた価格転嫁の円滑化のための活用も可能とされているため、本交付金の活用についてもご検討いただきたい。（参考4）

（参考3）

○国土交通省HP「各種スライド条項（全体スライド、単品スライド、インフレスライド）について」

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000101.html

（参考4）

○総務省HP「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な価格転嫁について（通知）」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000983307.pdf

（4）除雪等の地域維持事業の実施に要する経費の適切な計上について

地域の維持に不可欠な、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなど社会資本等の維持管理のために必要な工事（以下「地域維持事業」という。）は、地域の建設業者がその担い手として重要な役割を果たしている。しかし、建設投資の大幅な減少や従業員の高齢化等に伴い、地域の建設業者の減少・小規模化が進んでおり、担い手の確保・維持に資する入札契約制度における工夫が必要とされている。

このため、適正化通知のⅡ．4．「地域維持型契約方式等」により、地域維持事業に係る経費の積算において事業の実施に要する経費を適切に計上するよう要請してきたところであるが、引き続き、地域維持事業の担い手の実情を把握しつつ、担い手となる企業が適正な利潤を確保できるよう必要な経費を計上すること。

特に道路除雪では、気象の状況により事前の待機が必要となる場合があるほか、年間降雪量に応じて毎年度の工事量が大きく変動する特性があることから、持続的な除雪体制を確保・維持するため、待機費用の計上や少雪時における固定的経費の計上等も含め、事業に係る経費の精算においてその実施に要する費用を適切に計上すること。

（5）地域の実情等に応じた適切な規模での発注等について

工事の発注規模や入札参加条件等については、工事内容や工事費、地域の実情等を適切に考慮して設定されるべきものであるが、同種・類似の工事で入札不調・不落が生じている場合や、入札不調・不落により再入札に付する場合等においては、施工確保通知の9．「地域の建設業者の受注機会の確保について」の趣旨にも留意しつつ、地域の実情等も踏まえ、複数工区をまとめて発注する等の発注ロットの拡大や当該工事における地域要件の緩和、余裕期間の活用も含めた工期の適切な見直し等について、適宜検討すること。

なお、複数工区をまとめたことにより施工箇所が点在する工事となった場合には、建設機械を複数個所に運搬する費用や交通規制等がそれぞれの箇所で行う費用が必要となること等が想定されるため、予定価格の設定に当たっては留

意すること。

(6) 建設発生土に関する条件明示等について

工事の適正な施工を確保するためには、受発注者が対等な関係に立って責任関係を明確化することが重要であり、適正化指針においては、工事に必要な情報について、設計図書に明示することなどにより、関係者間で把握・共有する取組を推進することとされている。

特に建設発生土に関しては、情報共有の取組如何により、不適正な処分や工事施工の支障に繋がるおそれがある一方で、同一現場内や工事間での有効利用により発生を抑制することもできるため、工事発注段階での条件明示等の取組が重要である。

そのため、以下に示す条件を設計図書において明示すること。

- ・ 工事における建設発生土の有無
- ・ 同一現場内での利活用に必要な情報（流用土の使用を明示する等）
- ・ 受入場所（工事間利用の受入れ工事箇所、仮置場、土砂処分場等）
- ・ 受入場所までの距離、作業時間帯（昼間・夜間の別等）
- ・ その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報 等

また、明示した条件については、以下の費用を計上すること等により積算内容との整合を図り、適正な予定価格を設定すること。

- ・ 運搬費
- ・ 処分費 等

なお仮に、明示すべき条件が未確定であり、暫定的な条件を明示した場合にあっては、条件の確定後に速やかに受注者に対して指示等を行った上で、必要に応じて設計変更を行う等、適切に対応すること。

(7) 建設業者の資金調達の円滑化のための取組について

建設企業が公共工事を円滑に実施するためには、当該建設企業が着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）を適切に実施することが重要であることから、未導入の団体については早急にその導入を図り、導入済の団体についても支払限度額を見直すとともに、地方自治法施行令等の規定により前金払をすることができる工事については、受注者である建設企業の意向も踏まえ、できる限り速やかに前金払を行うほか、中間前金払制度の手続の簡素化・迅速化など、前金払の迅速かつ円滑な実施に努めること。

また、地域建設業経営強化融資制度について、引き続き積極的な活用を努めるとともに、本制度の趣旨を踏まえ、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努めること。

4. 公共工事に関する調査及び設計の円滑な実施について

災害時をはじめとして、公共工事の円滑な施工確保のためには、公共工事に関する測量、地質その他の調査及び設計の円滑な実施が重要な役割を果たすものであることから、調査及び設計の発注に当たっては、公共工事と同様に、適正な

履行期間の設定、履行時期の平準化、適正な予定価格の設定、ダンピング対策の強化、地域の実情に応じた発注、資金調達の円滑化のための取組等に努めること。

また、工事施工段階での手戻りを防止する観点から、特に設計をはじめ、完了した調査等が適正に実施されているかどうかの確認やその成果の的確な評価に努めること。

総行行第541号
国不入企第30号
令和6年12月16日

各都道府県知事 殿
（市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会議員 殿
（議会事務局扱い）
各指定都市市長 殿
（財政担当課、契約担当課扱い）
各指定都市議会議員 殿
（議会事務局扱い）

総 務 大 臣
（ 公 印 省 略 ）

国 土 交 通 大 臣
（ 公 印 省 略 ）

公共工事の入札及び契約の適正化の推進について

公共工事の入札及び契約については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入契法」という。）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）等を踏まえ、不断の見直しを行い、改善をしていくことが求められています。

建設業は、社会資本の整備や維持の主体であるとともに、災害時における「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える極めて重要な役割を担っています。建設業がその重要な役割を将来にわたって果たし続けられるようにするためには、処遇改善や働き方改革をはじめとする担い手の確保に向けた対策や生産性向上の取組を一層強化することが急務となっています。また、昨今の資材価格の高騰に対応し、適切な価格転嫁を推進することで、労務費へのしわ寄せを防止していくことが必要です。このため、公共工事における発注体制の強化を図るとともに、入札及び契約の適正化を推進することにより、公共工事からこれらの課題に対する取組を加速化・牽引することが求められています。

このような情勢の中、建設業における処遇改善、労務費へのしわ寄せ防止のための価格転嫁、働き方改革、生産性向上などによる持続可能な建設業の実現に総合的に取り組むべく、本年6月7日に建設業法及び入契法が改正され、12月13日に入契法第13条及び第15条から第17条までの改正部分等が施行されました。また、地域における建設業の維持や

公共工事の発注体制の強化も含めた地域における対応力の強化の観点も加え、6月12日に品確法が改正され、6月19日に施行されました。

これらの改正を受け、12月13日に、品確法第9条に基づく「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」（平成17年8月26日閣議決定）の改正とともに、別添のとおり入契法第18条に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定。以下「指針」という。）の改正が行われたところであり、各発注者は、入契法第19条に基づき、改正後の新たな指針に従って公共工事の入札及び契約の適正化に努めることが求められています。

各地方公共団体におかれては、入契法及び改正後の指針の趣旨を踏まえ、全体として着実に入札及び契約の適正化が進むよう、入契法第21条第2項に基づき、以下の措置を速やかに講ずるよう要請します。

各都道府県におかれては、入札及び契約の一層の適正化が進むよう、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対して、入契法の遵守並びに改正後の指針及び本要請に沿った取組の徹底をお願いします。また、所管の法人（市区町村管内のものを含む。）に対する入契法及び改正後の指針に沿った取組の要請についてもよろしくお取り計らい下さい。

I. 指針の改正も踏まえ緊急に措置に努めるべき事項

次の事項は、入契法第19条に基づいて措置を講ずるよう努めなければならない事項の中でも、今回の指針の改正も踏まえて特に緊急に措置に努めるべき事項であり、公共工事の入札及び契約の適正化が各発注者を通じて統一的、整合的に行われることによって、初めて公共工事に対する国民の信頼を確保しうるものであることを踏まえて、速やかにそれぞれの措置を講ずるようお願いします。

1. 適正な予定価格の設定（指針 第2-4（1））

入契法においては、適正な金額での契約の締結を法の目的として明確化しており（入契法第1条）、そのためには、まず、予定価格が適正に設定される必要がある。また、品確法においては、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が確保されるよう、市場実態等を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定を発注者の責務として位置づけているところである（品確法第7条第1項第1号）。

このため、予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、建設発生土等の建設副産物の運搬・処分等に要する費用や、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、災害協定に基づき発注者がその実施を要請する災害応急対策工事等に係る保険契約の保険料、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金等、実際の施工に要する通常妥当な経費について適切な積算を行うこと。加えて、品確法第7条第1項第2号に規定される総合的に価値の最も高い資材等を採用する場合には、これに必要な費用を適切に反映した

積算を行うこと。

また、予定価格に起因した入札不調・不落により再入札に付するときや入札に付そうとする工事と同種、類似の工事で入札不調・不落が生じているとき、災害その他の特別な事情により通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴すること、週休2日の確保等の必要性に鑑み、実態を踏まえた補正を行うこと等も含め、必要となる経費を適正に計上することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。加えて、当該積算において適切に反映した法定福利費に相当する額が請負契約において適正に計上されるよう、公共工事標準請負契約約款（昭和25年2月21日中央建設業審議会決定・勧告）に沿った契約約款に基づき、受注者に対し法定福利費を内訳明示した請負代金の内訳書を提出させ、当該積算と比較し、法定福利費に相当する額が適切に計上されていることを確認するよう努めること。

特に、適切な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、品確法第7条第1項第1号の規定に違反すること、予定価格が財務規則等により取引の実例価格等を考慮して定められるべきものとされていること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障を来すとともに、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、厳に行わないこと。また、見積り等を参考にする場合において、見積価格やメーカー等の販売希望価格に対して発注者が妥当性を確認していない独自の乗率等を考慮して価格を設定する運用は、公平性・透明性を損なうおそれが高く、ひいては、実質的に歩切りと類似する結果を招くおそれがあることから、これを厳に行わないよう徹底するとともに、乗率等を設定する場合には市場実態や同種工事での実績との比較等により、妥当性の確認を徹底すること。

これらを踏まえ、各発注者は、予定価格の設定について、必要に応じた見直しを直ちに行うこと。

2. 適正な施工の確保のための技能労働者の育成及び確保（指針 第25（7）及び第43）

現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少が顕著になっている中、公共工事の品質が確保されるよう公共工事の適正な施工を確保するためには、公共工事の担い手の育成及び確保に資する環境の整備を図ることが重要である。

建設キャリアアップシステムは、技能労働者の有する資格や現場の就業履歴などの登録・蓄積を通じて、公共工事に従事する技能労働者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられる労働環境を整備するとともに、適正な施工体制の継続的な確保や社会保険未加入者の排除の徹底に加え、書類作成の効率化や現場管理の高度化など、建設企業の生産性の向上にも資することが期待される。国は、技能労働者の能力評価制度の普及拡大や専門工事業者の施工能力等の見える化を通じて、建設キャリアアップシステムの利用環境の充実・向上を図り、利用者からの理解の増進に向けた必要な措置を講ずるとともに、システムの活用を通じて技能労働者の能力と経験に応じた処遇改善が図られるよう必要な施策の実施に積極的に取り組むこととしており、各発注者にとっては、その発注する公共工事の施工に当たって広く一般に受注者等による建設キャリアアップシステムの利用が進められるよう、就業

履歴の蓄積状況に応じた工事成績評定における加点措置など、地域の建設企業における利用の状況等に応じて必要な条件整備を講ずること。また、国は、建設業退職金共済制度について、確実な掛金納付・退職金支給、事務負担の軽減を図るため、電子申請方式の利用促進及び建設キャリアアップシステムの現場就業履歴を活用した就労実績報告等の促進に取り組むこととしており、各発注者にあつては、電子申請方式等が積極的に活用されるよう、必要な措置を講ずるよう努めること。

加えて、品確法に基づき、国及び地方公共団体は、技能労働者等の確保のため、外国人、女性や若者をはじめとする多様な人材の確保のため環境整備や建設業者団体等と連携した広報・啓発活動に取り組むこととされており、各発注者にあつては、公共工事の入札及び契約に際し、例えば、若手技術者や女性技術者などの登用を考慮して施工実績の要件を緩和した競争参加資格の設定、快適トイレの活用を含んだ仕様書の作成、受注者と連携した広報活動の実施等、必要な措置を適切に講ずるよう努めること。

3. 適切な施工条件の明示、適切な価格転嫁を含む契約変更の実施等（指針 第2 5（4））

公共工事の適正な施工を確保するためには、発注者と受注者が対等な関係に立ち、責任関係を明確化していくことが重要であることから、現場の問題発生に対する迅速な対応を図るとともに、地盤の状況に関する情報、建設発生土の搬出先に関する情報その他の工事に必要な情報について、設計図書において明示することなどにより、発注者、設計者及び施工者等の関係者間での把握・共有等の取組を推進すること。加えて、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、受注者が契約締結まで（競争入札の場合は、落札者決定後から契約締結まで）に発注者に通知する主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の情報についても同様に関係者間での把握・共有等の取組を推進すること。

設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、用地取得等、工事着手前に発注者が対応すべき事項に要する手続の期間が超過するなど設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、災害の発生などやむを得ない事由が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行うこと。さらに、工事内容の変更等が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合や、労務及び資材等の価格の著しい変動、資材等の納期遅れ等により工事費用や工期の変更が必要となった場合等には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、必要な変更契約を適切に締結するものとし、この場合において、工期が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に講ずること。

また、入契法第13条第2項において、各発注者は、公共工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の事象が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならないこととされている。各発注者においては、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（令和6年12月国土交通省不動産・建設経済局建設業課）も参照の上、当該協議に対し、誠実かつ適切な対応を講ずること。なお、この場合における誠実な協議については、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき適切に対応を行うことを前提とするものであるが、例えば、予算の不足や過去の変更契約実績がないことを理由に協議に応じないことは同項に違反するおそれがあるため、これを厳に行わないこと。

さらに、契約変更手続の透明・公正性の向上及び迅速化のため、関係者が一堂に会して契約変更の妥当性等の審議を行う場（設計変更審査会等）の設置・活用を図るとともに、設計変更が可能となる場合やその手続等に関する指針（設計変更ガイドライン）、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款の市場における労務及び資材等の取引価格の変動に基づく請負代金の額の変更に係る規定（いわゆるスライド条項）の運用基準の策定・公表及びこれに基づいた適正な手続の実施に努めること。特にスライド条項の運用基準を未策定の発注者においては、品確法第7条第1項第13号において発注者の責務とされていることも踏まえ、早急に当該基準を策定すること。

なお、追加工事又は変更工事が発生したにもかかわらず書面による変更契約を行わないことや、受注者に帰責事由がないにもかかわらず追加工事等に要する費用を受注者に一方的に負担させることは、建設業法第19条第2項又は第19条の3に違反するおそれがあるため、これを行わないこと。

4. 施工に必要な工期の確保（指針 第2-5（1））

公共工事の施工に必要な工期の確保が図られることは、長時間労働の是正や週休2日の推進など、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくことに寄与し、良質な社会資本等の整備を通じて最終的には国民の利益にもつながるものである。

このため、工期の設定に当たっては、「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会決定・勧告）等に基づき、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、公共工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日や猛暑日等の作業不能日数等を適切に考慮するとともに、労働基準法（昭和22年法律第49号）に定められた労使協定を結ぶ場合でも上回ることでできない罰則付きの時間外労働の上限規制（以下「時間外労働規制」という。）の遵守を前提とした適正な工期での発注に努めること。この際、猛暑日の考慮については、工期に関する基準において、工期の設定に当たり、夏期におけるWBGT値が31以上の場合における不稼働等を考慮することとされていることに留意すること。また、週休2日工事の確実な実施やその対象工事の拡大に努めること。特にこれまでに週休2日工事を実施していない発注者においては、早急にその導入を行うこと。既に実施をしている発注者においては、対象工事の範囲等を見直すなど全工事に対する週休2日工事の達成割合が向上するよう努めるとともに、工期を通じた週休2日のみならず、月単位での週休2日の実現に向け、対応を充実するよう努めること。

なお、公共工事の発注者が著しく短い期間を工期とする請負契約を締結したと認められる場合、国土交通大臣又は都道府県知事による勧告の対象となることに留意すること。

併せて、入契法第11条において、公共工事を受注した元請負人が著しく短い期間を工期とする下請契約を締結していると疑うに足る事実があるときは、当該公共工事の発注者は、当該元請負人の許可行政庁等にその事実を通知しなければならないこととされている点に留意すること。

5. 施工時期の平準化（指針 第2-5（2））

公共工事については、年度初めに工事量が少なくなる一方、年度末には工事量が集中する

傾向にある。工事量の偏りが生じることで、工事の閑散期には、仕事が不足し、公共工事に従事する者の収入が減る可能性が懸念される一方、繁忙期には、仕事量が集中することになり、公共工事に従事する者において長時間労働や休日の取得しにくさ等につながるものが懸念される。また、資材、機材等についても、閑散期には余剰が生じ、繁忙期には需要が高くなることによって円滑な調達が困難となる等の弊害が見受けられるところである。

公共工事の施工時期の平準化が図られることは、年間を通じて工事量が安定することで公共工事に従事する者の処遇改善や、人材、資材、機材等の効率的な活用による建設業者の経営の健全化、工期に関する基準に基づく時間外労働規制を遵守した適正な工期の確保等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものである。

このため、指針に定めるところに従い、計画的な発注、他の発注者との連携による中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表のほか、柔軟な工期の設定、積算の前倒し、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない公共工事についての繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定などの必要な措置を講ずることにより、繁忙期の解消を含め、施工時期の平準化を図ること。

各地方公共団体におかれては、品確法第30条の規定に基づき、財政部局と発注部局が連携し議会の十分な理解及び支援の下、今後の予算編成において、施工時期の平準化を図るために必要な債務負担行為の限度額を設定するなど具体的な取組を進めること。

6. 情報通信技術の活用（指針 第2-5（6））

入契法第16条の規定により、公共工事に係る全ての建設業者（下請業者も含む。）は、建設業法第25条の28第3項に基づく「情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針」を踏まえ、工事の施工の管理に関する情報システムの整備等の建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関する措置を講ずるよう努めること等とされている。各発注者においては、入契法第17条第2項の規定に基づき、「情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針」を踏まえ、当該措置が適確に講じられるよう、建設業者によるシステムの活用に当たっての支援、建設業者向け研修会の開催、公共工事の施工における関係者の円滑な連携の促進等の援助など、当該建設業者に必要な助言、指導等の援助を行うよう努めること。

また、工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に当たっては、映像などの情報通信技術や三次元データの活用（データの適切な引継ぎ等を含む。）、新技術の導入等の推進を通じて生産性の向上を図るとともに、必要に応じて、第三者による品質証明制度やISO9001認証を活用した品質管理に係る専門的な知識や技術を有する第三者による工事が適正に実施されているかどうかの確認の結果の活用を図るよう努めること。

7. 施工体制の把握の徹底（指針 第2-5（5））

公共工事の適正な施工を確保するためには、元請業者だけではなく、下請業者についても適正な施工体制が確保されていることが重要である。このため、各発注者においては、施工体制台帳に基づく点検（情報通信技術の活用による遠隔地からの点検を含む。）等により、元請下請を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じて元請業者に対して適切な指導を行うこと。また、各発注者は、施工体制台帳の作成及び提出等を求めるとともに、粗雑工事の

誘発を生ずるおそれがある場合等工事の適正な施工を確保するために必要な場合にこれを適切に活用すること。加えて、各発注者は、元請業者の負担を軽減するため、施工体制台帳の写しの提出に代えて、建設キャリアアップシステム等のシステムの活用による施工体制の確認に努めること。

各発注者は、監理技術者の専任又は兼任の状況について適切に確認を行うこと。なお、このうち、兼任については建設業法第26条第3項ただし書による専任の特例により、監理技術者の兼務が認められる場合や、同法第26条の5による特例により、特定営業所技術者と監理技術者の兼務が認められる場合があるものである。

8. 工事書類の簡素化等、電子入札・電子契約の導入（指針 第26（2））

受注者における工事関係書類作成に係る負担は大きいものとなっており、発注者においてもこれらの書類の確認や管理に伴う負担等は大きいことから、工事関係書類においてもペーパーレス化の取組の推進が求められる。各発注者は、発注者・受注者双方の負担軽減や生産性の向上を図るため、工事関係書類についても統一化・簡素化等を図るとともに、ASP等の情報共有システムなどの必要なシステムの導入及び活用にも努めること。

電子入札システムの導入について、談合等の不正行為の防止、事務の簡素化や入札に要する費用の縮減、競争に参加しようとする者の利便性の向上等の観点から、可能な限り速やかにその導入を図ること。また、電子契約システムの導入は、事務の簡素化等の観点に加え、受注者における印紙税等の費用縮減にも資するものであることから、その導入を図るよう努めること。

9. 必要な体制の整備（指針 第3）

入契法及び指針に従って公共工事の入札及び契約の適正化を促進するためには、発注に係る業務執行体制の整備が重要であることから、発注関係事務を適切に実施するため、その実施に必要な知識又は技術を有する職員の育成及び確保を行うこと。工事等の内容が高度であるために積算、監督・検査、技術提案の審査ができないなど発注関係事務を適切に実施することが困難である場合には、必要に応じてCM（コンストラクション・マネジメント）方式等外部機関による支援の活用を積極的に進めることにより、発注者としての体制の補完を図ること。

また、都道府県においては、技術者が不足している小規模な市町村等が発注関係事務を適切に実施できるよう、講習会の開催、自らが実施する研修への職員の受入れ、民間研修機関の活用の促進、技術者の派遣等を通じて、積極的に入札契約制度の改善の支援を行うこと。

10. 要請又は勧告等を踏まえた的確な措置の実施（指針 第41）

本要請を含め、入契法第21条第2項に基づく国土交通大臣及び総務大臣による要請を受けた発注者は、当該要請の内容を踏まえ、入札及び契約の適正化を図るため必要な措置を講ずること。

さらに、同条第4項において、当該要請をした場合において、国土交通大臣及び総務大臣は、同法第20条第2項の規定による報告を踏まえ、指針に照らして特に必要があると認められる措置の的確な実施のために必要であると認めるときは、必要な勧告等を行うことが

できることとされている。勧告等は、要請が行われてもなお入札及び契約の適正化が図られていない発注者に対し、特に必要があると認められる措置の的確な実施のために行われるものであり、勧告等を受けた発注者は、当該勧告等の内容を踏まえ、直ちに、入札及び契約の適正化を図るため必要な措置を講ずること。

Ⅱ．継続的に措置に努めるべき事項

次の事項は、Ⅰ．に掲げる事項のほか、入契法第19条に基づいて措置を講ずるよう努めなければならない事項であり、それぞれの趣旨を踏まえて、速やかに措置を講ずるようお願いします。

1．災害復旧等における入札及び契約の方法（指針 第2-2（1））

災害発生後の復旧に当たっては、早期かつ確実な施工が可能な者を短期間で選定し、復旧作業に着手することが求められることから、災害応急対策又は災害復旧に関する工事においては、品確法第7条第1項第4号や指針に基づき、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、随意契約や指名競争入札を活用するなど、緊急性に応じて適切な入札及び契約の方法を選択すること。この際、同項第9号の趣旨も踏まえ、復旧・復興建設工事共同企業体についても積極的な活用を図ること。

また、品確法第7条第5項も踏まえ、発注の時期、箇所、工程等について適宜調整を図るため、他の発注者と情報交換を行うこと等により連携を図るよう努めること。

2．一般競争入札の適切な活用（指針 第2-2（1））

一般競争入札を未導入の発注者においては、速やかにその導入を図ること。また、一般競争入札を導入済の発注者においては、一般競争入札の適用範囲を適切に設定すること。

なお、一般競争入札の導入・活用に当たっては、競争条件の整備を適切に行うこととし、公共工事の入札及び契約の方法、とりわけ一般競争入札の活用に伴う諸問題に対応するため、定期の競争参加資格審査において、工事成績や地域貢献を重視した発注者別評価点の導入を図るとともに、不良・不適格業者を競争参加資格審査の対象から除外すること。また、個別工事の発注に当たっては、一定の資格等級区分内の者による競争を確保するとともに、品確法第7条第1項第7号及び官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づく中小企業者に関する国等の契約の方針の趣旨も踏まえ、地域の実情を踏まえた適切な競争参加条件（過去の工事实績及び成績、地域要件等）や発注規模等を設定するなど、必要な条件整備を適切に講ずること。地域要件の活用については、恣意性を排除した整合的な運用を確保する観点から、各発注者が予め運用方針を定めること。

入札ボンドについて、市場機能の活用により、契約履行能力が著しく劣る建設業者の排除やダンピング受注の抑制等を図るため、その積極的な活用と対象工事の拡大を図ること。また、資格審査及び監督・検査の適正化並びにこれらに係る体制の充実、事務量の軽減等を図ること。

3. 総合評価落札方式の適切な活用（指針 第2-2（1））

総合評価落札方式の導入を図るとともに、対象工事の考え方を設定することによりその適切な活用を図ること。

総合評価落札方式で入札を行う工事のうち、競争参加者が特に多いため入札段階における発注者及び競争参加者双方の事務量が增大しているものについては、品確法第16条に基づく段階的選抜方式を活用すること等により、技術提案やその審査及び評価に必要な発注者及び競争参加者双方の事務量の軽減と技術提案の審査精度の向上を図るなど、手続の合理化を図ること。また、小規模な市町村等においては、都道府県が落札者決定基準等について意見を聴くために委嘱した者を活用するなどにより、事務負担の合理化を図ること。

総合評価落札方式は、発注者による技術提案の審査・評価に透明性・公正性の確保が特に求められることから、評価項目等を適切に設定するとともに、技術提案の評価結果について、その点数及び内訳の公表に加えて、具体的な評価内容を当該提案企業に対して通知するなどの措置を講ずること。

また、建設業者の技術開発を促進し、併せて公正な競争の確保を図るため、民間の技術力の活用により、品質の確保、コスト縮減等を図ることが可能な場合においては、工事の規模・態様に応じ、例えば、設計・施工一括発注方式又は詳細設計付発注方式などの発注方式の活用や、VE方式等を通じた民間の技術提案の積極的な活用を検討すること。

4. 地域維持型契約方式等（指針 第2-2（1））

地域の建設業者は、社会資本等の維持管理のために必要な工事のうち、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの事業（以下「地域維持事業」という。）を行っており、地域社会の維持に不可欠な役割を担っているが、建設投資の大幅な減少等に伴い、地域維持事業を担ってきた地域の建設業者の減少・小規模化が進んでおり、このままでは、事業の円滑かつ的確な実施に必要な体制の確保が困難となり、地域における最低限の維持管理までもが困難となる地域が生じかねない。地域の維持管理は将来にわたって効率的かつ持続的に行われる必要があり、入札及び契約の方式においても担い手確保に資する工夫が必要である。

このため、地域維持事業の担い手の実情を調査し、担い手確保のための入札及び契約の方法における工夫が必要な地域を把握するとともに、地域維持事業に係る経費の積算において、事業の実施に要する経費を適切に費用計上すること。

また、地域維持事業の担い手の安定的な確保を図る必要がある場合には、品確法第20条に基づき、地域の実情に応じ、複数の種類や工区の地域維持事業をまとめた契約単位や、複数年の契約単位など、一の契約の対象を従来よりも包括的に発注するとともに、実施主体は、迅速かつ確実に現場へアクセスすることが可能な体制を備えた地域精通度の高い建設業者とし、必要に応じ、地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設業者が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される建設共同企業体や事業協同組合等とする契約方式（地域維持型契約方式）を、適切に活用すること。

加えて、地域の建設業者における担い手の育成及び確保に資するよう、品確法第21条に基づき、地域において受注者になろうとする者が極めて限られている場合における競争が存在しないことの確認により随意契約を行う方式（いわゆる参加者確認型随意契約方式）を適切に活用すること。その活用にあたっては、各発注者において地方自治法施行令（昭和2

2年政令第16号)等の趣旨に即して適切に判断すること。

5. ダンピング対策の強化(指針 第2-4-(3))

ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障を来すおそれがあるとともに、公共工事を実施する者が適正な利潤を確保できず、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するおそれがある。

また、入契法においては、建設業者に、入札の際に入札金額の内訳書の提出を義務付けるとともに、各発注者は、当該内訳書の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならないとされている(入契法第12条及び第13条第1項)。これは、見積能力のないような不良・不適格業者の参入を排除し、併せて談合等の不正行為やダンピング受注の防止を図る観点から、入札に参加しようとする者に対して、対象となる工事に係る入札金額と併せてその内訳を提出させるものであり、各発注者は、談合等の不正行為やダンピング受注が疑われる場合には、入札金額の内訳を適切に確認すること。

また、各発注者においては、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入し、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を適切な水準で設定するなど制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の排除を図ること。また、政府調達に関する協定の対象工事における入札及び総合評価落札方式による入札については最低制限価格制度は活用できないこととされていることに留意すること。

6. 低入札価格調査の基準価格等の公表時期の見直し(指針 第2-4-(3))

低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格については、その事前公表により、当該近傍価格へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じうること、地域の建設業の経営を巡る環境が極めて厳しい状況にあることにかんがみ、事前公表は取りやめ、落札決定以後の公表とすること。

予定価格についても、その事前公表によって同様の弊害が生じかねないこと等の問題があり、昨今においても予定価格の事前公表に起因した疑いのある入札談合が発生する等の問題が生じている。このため、事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行うこと。

この際、入札前に入札関係職員から予定価格、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を聞き出して入札の公正を害そうとする不正行為を抑止するため、予定価格の作成時期を入札書の提出後とするなど、外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為が発生しにくい入札契約手続や、これらの行為があった場合の記録・報告・公表の制度を導入すること等により、談合等に対する発注者の関与の排除措置を徹底すること。

7. 談合等の不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底(指針 第2-3-(5))

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処

罰に関する法律（平成14年法律第101号）の趣旨及び近年の動向を踏まえ、入札に関する情報管理の徹底や、職員のコンプライアンスの徹底など各般の措置を総合的に講ずることにより、公正な競争の促進を図ることはもとより、不正行為に対する発注者の関与の防止の徹底に全力を尽くすとともに、不正行為に対しては厳正に対処すること。

このような観点から、職員に対する教育、研修等を適切に行うとともに、入札及び契約の過程並びに契約の内容について審査及び意見の具申等を行う入札監視委員会等の第三者機関の設置をはじめ、必要な対策の実施に積極的に取り組むこと。

また、談合情報を得た場合の取扱要領（談合情報対応マニュアル）の策定・充実及び公表を推進することと併せて、談合情報対応のための内部における連絡・報告体制等を整備すること。

8. 指名停止措置等の適正な運用の徹底（指針 第2 3（4））

談合等不正行為を行った者に対しては、入札参加資格停止措置の適切な運用により厳正に対処すること。指名停止措置については、客観的な実施を担保するため、あらかじめ指名停止基準を策定し公表するとともに、その適切な運用を図ること。また、当該基準については、指名停止の原因事由の悪質さの程度や情状、結果の重大性などに応じて適切な期間が設定されるよう、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」及び「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申し合わせ」、さらには「工事請負契約等に係る指名停止措置の適切な運用等について」（平成13年12月13日付け総行第199号・国地契第45号総務省自治行政局行政課長・国土交通省大臣官房地方課長通知）を参考に、必要に応じ適宜見直すこと。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に基づく排除措置命令等の時期を待たずして資格停止措置あるいは指名停止措置を講ずることや、未だ停止措置要件には該当していないにもかかわらず、事実上の指名回避等を行うことについては、慎重に対応すること。

また、談合等不正行為の抑止を図る観点から、談合等不正行為があった場合における受注者の賠償金支払い義務を請負契約締結時に併せて特約する違約金特約条項を適切に付すること。違約金の額は、裁判例等を基準とした合理的な根拠に基づく金額とすること。

9. 入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保（指針 第2 1（1））

入契法第7条及び第8条の規定により、情報の公表が義務付けられている事項について、公表が行われていない場合は、同規定に違反していることから、直ちに必要事項を公表すること。また、これらの情報の公表を行わなければならない事項に加え、競争参加者の経営状況及び施工能力に関する評点又は当該点数と工事成績その他の各発注者による評点の合計点数、等級区分を定めている場合の区分の基準を公表すること。

入札監視委員会等の第三者機関の設置・運営について明確に定め、これを公表するとともに、その活動状況に関する必要な資料を公表するなど透明性の確保を図ること。また、入札及び契約に係る苦情を中立・公正に処理する仕組みを整備すること。

指名行為に係る発注者の恣意性を排除し、不正行為を未然に防止するため、指名競争入札

における指名基準を策定・公表すること。なお、指名業者名については、談合を助長することのないよう、入札前には公表しないこと。

入札及び契約に関する情報の公表の際には、透明性の向上を図る観点から、原則としてインターネットを活用して行うこと。

10. 社会保険等未加入業者の排除（指針 第2-6（1））

公平で健全な競争環境を構築する観点からは、社会保険等に参加し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要である。このため、法令に違反して社会保険等に参加していない建設業者（以下「社会保険等未加入業者」という。）について、公共工事の元請業者から排除するため、定期の競争参加資格審査等で、社会保険等未加入業者を有資格者名簿に登録しない等、必要な措置を講ずること。

また、社会保険等未加入業者については、元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止することや、社会保険等未加入業者を確認した際に建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報すること等の措置を講ずることにより、下請業者も含めてその排除を図ること。

11. 不良・不適格業者の排除（指針 第2-6（1））

建設業法その他工事に関する諸法令（社会保険等に関する法令を含む。）を遵守しない企業やペーパーカンパニー、適切な施工が行い得ない企業などの不良・不適格業者については、建設業許可行政庁等と相互に連携し、公共工事からの排除に向けた取組の徹底を図ること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項において、地方公共団体は指定暴力団員等をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないための措置を講ずることとされていること等を踏まえ、暴力団員が実質的に経営を支配している企業やこれに準ずる企業（暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している企業など）が公共工事からの確に排除されるよう、警察本部と協定を締結し、これに基づき相互通報体制の確立や定期会議の開催などを通じて、緊密な連携の下に十分な情報交換等を行うとともに、公共工事標準請負契約約款に沿った暴力団排除条項の整備・活用を図ること。また、受注者に対し、暴力団員等による公共工事への不当介入があった場合における警察本部及び発注者への通報・報告等を徹底すること。また発注者は、不良・不適格業者の排除のため、一般競争入札や公募型指名競争入札等における入札参加者の選定及び落札者の決定に当たって、発注者支援データベースの活用等により、入札参加者又は落札者が配置を予定している監理技術者の専任又は兼任の状況についても確認すること。

（以上）

総行行第543号
国不入企第35号
令和6年12月18日

各都道府県知事 殿
（市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い）
各都道府県議会議長 殿
（議会事務局扱い）
各指定都市市長 殿
（財政担当課、契約担当課扱い）
各指定都市議会議長 殿
（議会事務局扱い）

総務省自治行政局長
（公印省略）

国土交通省不動産・建設経済局長
（公印省略）

公共工事の円滑な施工確保について

公共工事に対する国民の信頼の確保や建設業の健全な発達を図るとともに、防災・減災、国土強靱化対策の加速化等、国民の安全・安心を確保する取組を推進するためには、令和6年12月17日に成立した令和6年度補正予算も含め、今後の公共工事の入札及び契約を適正に実施し、円滑かつ適切な執行を図ることが重要です。

このため、各地方公共団体におかれては、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）や「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）の趣旨及び「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和6年12月16日付け総行行第541号・国不入企第30号）において要請した内容を踏まえ、下記の措置を適切に講じることにより、今後の公共工事の円滑な施工確保を図っていただくよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入契法」という。）第21条第2項に基づき、要請します。

各都道府県及び各指定都市におかれましては、本要請が庁内の公共工事発注担当部局に対して広く周知徹底され、一部の部局のみならず、庁内の公共工事発

注担当部局すべてにおいて本要請に即した措置が適切に講じられるよう改めて庁内関係部局の連携と情報共有について徹底いただくとともに、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知をお願いします。

記

1. 計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成・公表について（適正化指針 第2-5（2））

公共工事の適正な施工を確保するためには、良好な労働環境の整備等により工事に従事する技能労働者の育成及び確保が図られることが重要であり、そのためには、技能労働者の適切な賃金水準の確保を図ることはもとより、建設企業が将来の見通しをもちながら技能労働者等の安定した雇用・就業環境の形成を図ることができるよう、公共投資の安定的・持続的な見通しの確保を図ることが必要である。

このため、各地方公共団体におかれては、計画的な社会資本整備や防災・減災、国土強靱化対策等の実施のみならず、社会資本整備の担い手となる技能労働者の育成及び確保の観点からも、中長期的な見通しのもとで、安定的・持続的な公共投資の確保を図るとともに、各工事における諸手続にかかる期間等も考慮しつつ、計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表に努めること。

2. 適正な価格による契約について

（1）適正な予定価格の設定について（適正化指針 第2-4（1））

予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、賃金の上昇や資機材価格の高騰などを含む市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、建設発生土等の建設副産物の運搬・処分等に要する費用や、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、災害協定に基づき発注者がその実施を要請する災害応急対策工事等に係る保険契約の保険料、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金等、実際の施工に要する通常妥当な経費について、適切な積算を行うこと。

加えて、予定価格に起因した入札不調・不落により再入札に付するときや入札に付そうとする工事と同種、類似の工事で入札不調・不落が生じているとき、災害その他の特別な事情により通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴すること、週休2日の確保等の必要性に鑑み、実態を踏まえた補正を行うこと等も含め、

必要となる経費を適正に計上することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。また、積算に用いる歩掛等が現場実態と合わないと認められる場合においては、見積書を徴すること等により、適切な歩掛等を設定するなど、適正な予定価格の設定のために必要な措置を講ずるよう努めること。

なお、予定価格を設定する際に適切な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）第7条第1項第1号の規定に違反すること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障をきたすとともに建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、これを厳に行わないこと。また、見積り等を参考にする場合において、見積価格やメーカー等の販売希望価格に対して発注者が妥当性を確認していない独自の乗率等を考慮して価格を設定する運用は、公平性・透明性を損なうおそれが高く、ひいては、実質的に歩切りと類似する結果を招くおそれがあることから、これを厳に行わないよう徹底すること。

（2）ダンピング対策の強化について（適正化指針 第2 4 （3））

低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。以下同じ。）を排除すること。低入札価格調査制度又は最低制限価格制度のどちらも未導入の地方公共団体にあっては、早急に制度導入に向けた検討を行うこと。

また、令和4年3月に「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」が見直されたことを踏まえ、低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び最低制限価格について、必要に応じてその算定方式の改定等により適切に見直すこと。また、入札金額に応じて調査基準価格等を設定することは、過度な価格競争を引き起こす要因となり得ることに留意すること。特に、ダンピング受注による問題が生じていると疑われる場合には、算定方式の見直しについて速やかに検討すること。

加えて、低入札価格調査制度における調査基準価格を下回った金額で入札した者に対しての調査の適切な実施の観点から、適正化指針第2 4 （3）も参考に、同法第13条第1項の規定に基づく入札金額内訳書の確認の実施等を徹底すること。

（3）施工条件の適切な明示と必要となる経費の計上について（適正化指針 第2 5 （4））

工事の円滑な施工を確保するためには、工事目的物の仕様のほか、工事の施工条件を設計図書に適切に明示し、関係者間の責任関係が明確化された対等な関係のもとで工事が適正に施工されることが重要である。

このため、工事に必要な施工条件（自然条件を含む。）等を設計図書に適切に明示すること。あわせて、必要となる経費を適切に計上することにより、

明示した施工条件と積算内容との整合を図ること。特に猛暑日については工期に見込んでいる日数を仕様書等で明示するとともに、見込んでいる以上に猛暑日等があり、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、工期の延長及びその日数に応じた請負代金の変更に必要な変更契約を適切に締結すること。さらに、工事現場における熱中症対策の観点から、共通仮設費や現場管理費における必要な費用計上を行うよう努めること。

(4) 設計変更・契約変更等の適切な実施について(適正化指針 第2-5 (4))

発注者・受注者間の対等性を確保し、公共工事の適正な施工を確保するためには、必要があると認められるときに設計図書の変更を適切に行い、かつ、施工に必要な費用や工期が適切に確保されることが重要である。

このため、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、用地取得等、工事着手前に発注者が対応すべき事項に要する手続の期間が超過するなど設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、災害の発生などやむを得ない事由が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行うこと。

さらに、工事内容の変更が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合等には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとし、この場合において、工期が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に行うこと。特に、発注者からの指示等に基づき施工が進められており、設計図書の変更及びこれに伴って請負代金の額や工期の変更が必要と認められる場合にも関わらず、請負代金の変更見込金額が当初の請負代金額と比較して一定の割合を超えたことのみをもって設計変更に応じない、若しくは設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことは、厳に慎むこと。

また、変更手続きを円滑に実施するため、設計変更が可能となる場合やその手続き等について設計変更に関する指針(設計変更ガイドライン)の策定・公表に努めること。策定した指針の内容は、特記仕様書に契約事項として取扱う旨を記載するなどの方法により、指針の適正な履行が図られるよう努めること。

3. 適正な工期設定について(適正化指針 第2-5 (1))

「工期に関する基準」(令和2年7月中央建設業審議会決定・勧告、令和6年3月最終改定)等に基づき、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日や猛暑日などの作業不能日数等を考慮するとともに、労働基準法(昭和22年法律第49号)に定められた労使協定を結ぶ場合でも上回ることをできない罰則付きの時間外労働の上限規制(以下「時間外労働規制」という。)の遵守を前提とした、適正な工期の設定に努めること。この際、猛暑日

の考慮については、工期に関する基準において、工期の設定に当たり、夏期におけるW B G T 値が31以上の場合における不稼働等を考慮することとされていることに留意すること。国土交通省直轄土木工事の工期設定にあたっては、「工期設定支援システム」(参考1)を活用しているので、参考にされたい。

公共工事の円滑かつ適切な執行のためのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくためにも、長時間労働の是正や週休2日の推進は不可欠である。このため、週休2日工事の確実な実施やその対象工事の拡大に努めること。特にこれまでに週休2日工事を実施していない発注者においては、早急にその導入を行うこと。既に実施をしている発注者においては、対象工事の範囲等を見直すなど全工事に対する週休2日工事の達成割合が向上するよう努めるとともに、工期を通じた週休2日のみならず、月単位での週休2日の実現に向け、対応を充実するよう努めること。

さらに、都道府県においては、著しく短い工期による請負契約を締結した発注者に対して建設業法(昭和24年法律第100号)第19条の6第2項に基づく勧告を行う建設業許可部局とも連携し、管内市区町村その他発注者による適正な工期の設定の取組を促進すること。

また、労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の活用など、契約上の工夫を行うよう努めること。

(参考1)

○国土交通省HP「働き方改革・建設現場の週休2日応援サイト」

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000041.html

4. 施工時期の平準化について(適正化指針 第25(2))

施工時期の平準化は、円滑な施工確保に資することに加え、年間を通じた工事量の安定による工事に従事する者の処遇改善や、人材・資材・機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営の健全化、工期に関する基準に基づく時間外労働規制を遵守した適正な工期の確保等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものである。このため、1.でも述べた計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表のほか、余裕期間制度の活用などによる柔軟な工期の設定、積算の前倒し、工期が1年以上の公共工事のみならず工期が1年に満たない公共工事についての繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定などの措置を講ずることにより、繁忙期の解消を含め、施工時期の平準化を図ること。

その際、公共工事品質確保法第30条の規定に基づき、財政部局と各発注担当部局等が緊密に連携して、施工時期の平準化を図るために必要な取組を進めること。

5. 急激な物価変動等を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保等について(適正化指針 第25(4))

積算に用いる資材単価については、物価資料の毎月の改定にあわせて、月毎

など適時に改定を行う、資材単価の設定に当たっての調査頻度を増加させるなどの対応をとること等により、地域の実情や市場における最新の実勢価格を適切に反映できるよう努めるとともに、最新の公共工事設計労務単価が公表された際の早期活用や発注手続き中の工事への適用を行うことにより、労務費の最新の実勢価格を適切に反映するよう努めること。

資機材の納期を勘案した工期の設定を行うほか、受注者の責によらない事情により納期が遅れる場合には、工期延期等により必要な工期が確保されるよう措置を講ずるとともに、その際に必要となる経費の計上を行うこと。

契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備えたいわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第26条）の運用基準を策定するとともに、当該基準について受注者・建設企業とあらかじめ共有するよう努めること。特にスライド条項の運用基準を未策定の発注者においては、品確法第7条第1項第13号において発注者の責務とされていることも踏まえ、早急に当該基準を策定すること。その際、下記のウェブページ（参考2）に国土交通省における運用基準等が掲載されているので、参考にされたい。このうち、特に、いわゆる単品スライド条項（同条第5項）については、購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することを可能とする運用を講じているところであり、これを参考に運用の見直しを図る等の適切な対応に努めること。

入契法第13条第2項において、各発注者は、公共工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の事象が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならないこととされている。各発注者においては、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（令和6年12月国土交通省不動産・建設経済局建設業課）も参照の上、当該協議に対し、誠実かつ適切な対応を講ずること。なお、この場合における誠実な協議については、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき適切に対応を行うことを前提とするものであるが、例えば、予算の不足や過去の変更契約実績がないことを理由に協議に応じないことは同項に違反するおそれがあるため、これを厳に行わないこと。

（参考2）

○国土交通省HP「各種スライド条項（全体スライド、単品スライド、インフレスライド）について」

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000101.html

6. 技術者・技能者等の効率的活用について

（1）技術者の専任等に係る取扱い等について（適正化指針 第25（5））

建設業法第26条第3項ただし書による専任の特例による監理技術者の兼務、同法第26条の5による特例による特定営業所技術者と監理技術者の兼務、監理技術者等の専任を要しない期間の設定等を含む監理技術者等の専

任に係る取扱いや現場代理人の常駐義務緩和に関する運用等については、「監理技術者制度運用マニュアル」（令和6年12月13日付け国不建技第123号）や「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」（平成23年11月14日付け国土建第161号）を参考として、適切に対応すること。

（2）情報通信技術の活用について（適正化指針 第2 5 （6））

入契法第17条第2項の規定に基づき、建設業法第25条の28第3項による「情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針」を踏まえ、建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関する措置が適確に講じられるよう、下請業者も含む建設業者によるシステムの活用に当たっての支援、建設業者向け研修会の開催、公共工事の施工における関係者の円滑な連携の促進等の援助など、当該建設業者に必要な助言、指導等の援助を行うよう努めること。

（3）地域の実情等に応じた適切な規模での発注について（適正化指針 第2 2 （1））

工事の発注量や労務の需給に係る状況等から技術者や技能労働者の不足が懸念される地域では、技術者等を有効活用するため、複数の工区をまとめて発注するなど、品確法第7条第1項第7号も踏まえ、地域の実情等に応じた適切な規模での発注を行うこと。

なお、復旧・復興事業による工事量の増大が見込まれる被災地域等においては、当該地域における建設業者数や技術者数等を踏まえ、適切な規模での発注が行われるよう特に配慮するとともに、状況に応じた適切な地域要件の設定、後述するJV制度の活用等、必要な対策を機動的に講じること。

（4）JV制度の活用について（適正化指針 第2 2 （1））

共同企業体（JV）は工事の安定的施工の確保を図る上で有効なものである。一方で過去にその弊害も指摘されていることから、活用にあたっては、共同企業体運用準則（「共同企業体の在り方について」（昭和62年8月17日付け建設省中建審発第12号、最終改正令和4年5月20日付け国土交通省中建審第6号）第二）に従った共同企業体運用基準を各団体において策定及び公表した上で、これに基づき活用すること。また、大規模災害の被災地域における施工体制の確保を図る場合に活用する復旧・復興建設工事共同企業体について、品確法第7条第1項第9号も踏まえ、大規模災害発生時の技術者・技能者の不足や建設工事需要の急増等への対応として、被災地域の地元の建設企業の施工力を強化するために必要な場合には、適宜これを活用すること。

7. 書類の簡素化・電子化等の推進、情報の公表について（適正化指針 第2 6 （2）等）

公共工事における受発注者双方の業務負担の軽減、生産性向上や働き方改革

を推進するため、入札及び契約に関する書類や工事関係書類の簡素化等に努めること。加えて、入契法第15条第2項の規定を踏まえ、施工体制台帳の写しの提出に代えて、建設キャリアアップシステム等のシステムの活用による施工体制の確認に積極的に努めること。

公共工事に係る手続きや書類の電子化を推進し、各種情報の効率的な交換やペーパーレス化による事務の簡素化を図るため、電子入札システム、電子契約システムやASP等の情報共有システムなどの必要なシステムの整備等に努めること。特に工事関係書類の簡素化や電子化に関する取組については、関東地方整備局において「土木工事電子書類スリム化ガイド」を策定し、公表しているほか、各地方整備局においても、「土木工事書類作成マニュアル」等を策定（参考3）し、運用しているため、こうした取組も参考に、工事関係書類の簡素化・IT化（電子化）に努めること。

また、入契法第7条及び第8条に基づく、入札及び契約に係る情報の公表を確実に実施するとともに、その公表に当たっては、原則としてインターネットを利用する方法を用いること。なお、当該情報の公表が行われていない状態は法律に違反している状態であり、直ちに是正すること。

（参考3）

- 北海道開発局「土木工事書類作成マニュアル(案)、工事書類の簡素化 Q&A」
<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/ud49g7000000012w9.html>
- 東北地方整備局「土木工事書類作成マニュアル、工事関係書類簡素化のポイント」
<https://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00910/kyoutuu/tokkibetten.html>
- 関東地方整備局「土木工事電子書類スリム化ガイド、土木工事電子書類作成マニュアル」
<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu000000037.html>
- 北陸地方整備局「土木工事現場必携〔土木工事書類作成マニュアル編〕」
<https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/index.html>
- 中部地方整備局「土木工事書類作成提出要領、土木工事電子書類スリム化ガイド」
<https://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/index.htm>
- 近畿地方整備局「土木工事書類作成マニュアル（案）、土木工事書類作成スリム化ガイド」
https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/gijutsukanri/index.html
- 中国地方整備局「土木工事書類作成マニュアル、土木工事書類スリム化の手引き」
<https://www.cgr.mlit.go.jp/corporate/manual/index.html>
- 四国地方整備局「土木工事書類作成マニュアル、工事関係書類等の適正化指針」
http://www.skr.mlit.go.jp/etc/tutatu/03_kensa.html
- 九州地方整備局「土木工事書類省力化ガイド」

http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou.html
○内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部「土木工事書類作成マニュアル(案)」
<https://www.ogb.go.jp/kaiken/koji/007771>

8. 入札契約手続の迅速化等について（適正化指針 第2-2 (1)）

入札契約手続の迅速化等を通じた着実な事務の執行を図るため、入札公告等の準備行為の前倒し、総合評価落札方式における提出資料の簡素化や技術審査・評価業務の効率化、事業執行の迅速化や効率化に資する適切な規模での発注、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号に基づく随意契約（いわゆる不調随契・不落随契）の活用等により、事務の改善及び効率化に努めること。

特に災害復旧事業については、手続きの透明性・公正性等にも配慮しつつ、相当数の事業に係る入札及び契約を短期集中的に行う必要があることから、平成29年7月に国土交通省において策定された「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」も参考として、応急復旧事業や緊急度が極めて高い本復旧事業について随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）を、それ以外の復旧事業について指名競争入札方式を活用する等により、可能な限り手続に要する期間の短縮に努めること。

9. 地域の建設業者の受注機会の確保について（適正化指針 第2-2 (1)）

品確法第7条第1項第7号及び官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づく「令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和6年4月19日閣議決定）を踏まえ、地域の建設業者の活用により円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定、地域への精通度等の適切な企業評価、分離・分割発注などの適切な規模での発注に努めるなど、引き続き地域の建設業者の受注機会の確保に努めること。

10. 就労環境の改善について（適正化指針 第2-4 (1) 等）

令和6年12月17日に成立した令和6年度補正予算等による経済効果の早期発現のためには、発注者から元請企業、下請企業を通じて建設労働者に至るまで適切に支払が行われることが重要である。そのため、適切な価格での契約に努めるとともに、「建設業における社会保険等未加入対策について」（平成28年6月16日付け総行行第123号・国土入企第6号）、「公共工事における社会保険等未加入対策について」（平成29年2月28日付け国土入企第26号）、「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」（令和3年12月1日付け総行行第419号・国不入企第33号）及び「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（令和6年2月16日付け国不入企第34号）を踏まえ、社会保険等未加入業者の

排除や法定福利費を内訳明示した請負代金の内訳書の提出の促進とその適切な確認等の取組により技能労働者等への適切な水準の賃金や法定福利費の支払等を促進すること。また、前払金・中間前払金の活用、適正な工期の設定や柔軟な設計変更などにより建設労働者の就労環境の改善に努めること。加えて、外国人、女性や若者をはじめとする多様な人材の確保のための環境整備のため、公共工事の入札及び契約に際し、例えば、若手技術者や女性技術者などの登用を考慮して施工実績の要件を緩和した競争参加資格の設定、快適トイレの活用を含んだ仕様書の作成等、必要な措置を適切に講ずるよう努めること。

1 1. 公共工事に関する調査等の円滑な実施について（適正化指針 第2 5（4））

災害時をはじめとして、公共工事の円滑な施工確保のためには、公共工事に関する測量、地質その他の調査及び設計の円滑な実施が重要な役割を果たすものであることから、調査等の発注に当たっては、公共工事と同様に、適正な予定価格の設定、ダンピング対策の強化、適切な条件明示と必要な経費の計上、設計変更等の適切な実施、適正な履行期間の設定、実施時期の平準化、災害復旧事業における入札契約手続の迅速化、地域の業者の受注機会の確保、資金調達の円滑化のための取組、技術者等の就労環境の改善等に努めること。また、工事施工段階での手戻りを防止する観点から、特に設計をはじめ、完了した調査等が適正に実施されているかどうかの確認やその成果の的確な評価に努めること。

1 2. 建設業者の資金調達の円滑化のための取組について（適正化指針 第3）

建設企業が公共工事を円滑に実施するためには、当該建設企業が着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）を適切に実施することが重要であることから、未導入の団体については早急にその導入を図り、導入済の団体についても支払限度額を見直すとともに、地方自治法施行令等の規定により前金払をすることができる工事については、受注者である建設企業の意向も踏まえ、できる限り速やかに前金払を行うほか、中間前金払制度の手続の簡素化・迅速化など、前金払の迅速かつ円滑な実施に努めること。

また、地域建設業経営強化融資制度について、引き続き積極的な活用に努めるとともに、本制度の趣旨を踏まえ、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努めること。

1 3. 地域の建設業団体等との緊密な連携について（適正化指針 第4 3）

地域の建設企業が円滑に施工を行うことができる環境の整備により「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等による事業の着実な実施が図られるよう、地域の建設業団体等との意見交換等を通じた緊密な連携を図るこ

とにより、公共工事の受注環境等の把握に努め、工事の円滑な発注や入札・契約の適正化等に努めること。